



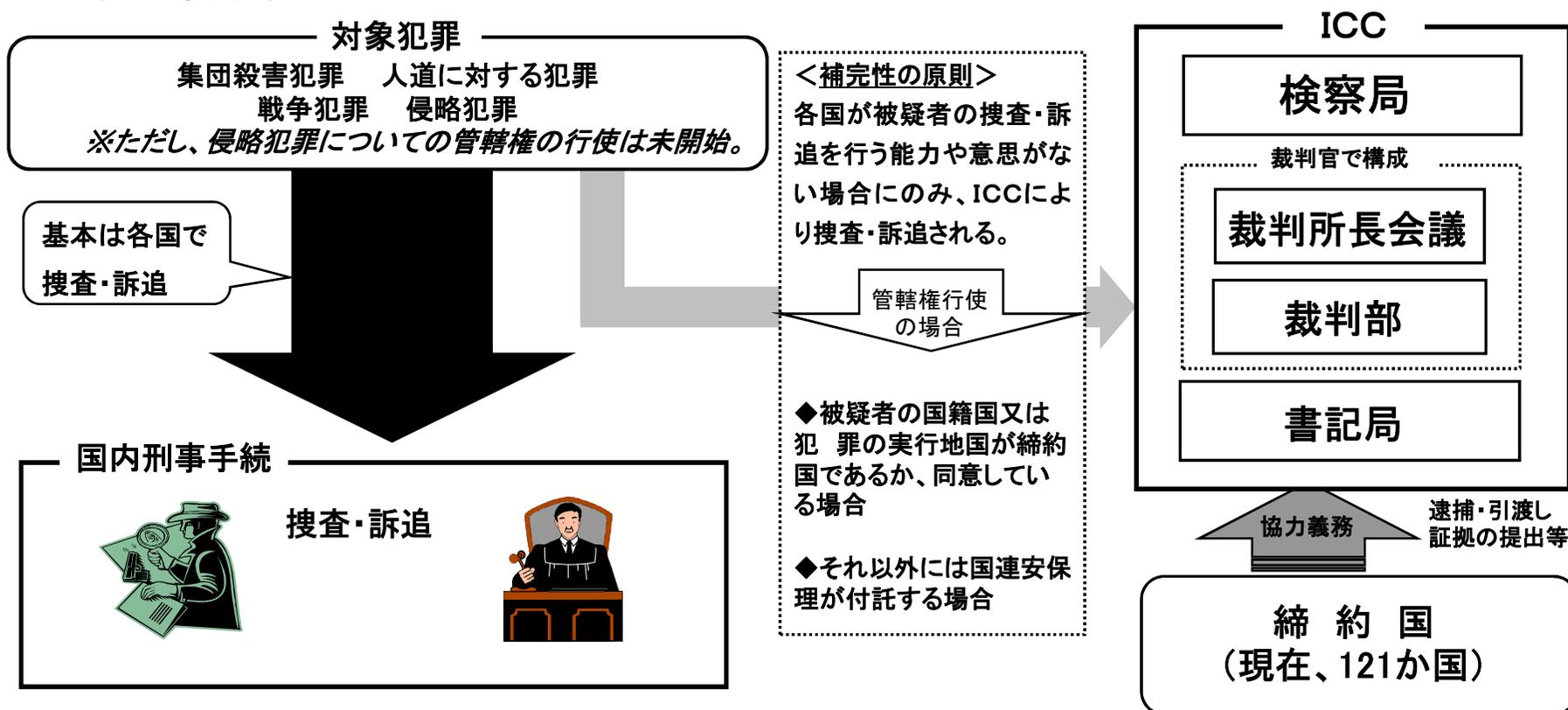
# 国際刑事裁判所 (ICC) と 日本外交



2012年4月  
外務省国際法局国際法課

# 国際刑事裁判所 (ICC) の役割と機能

- **ICCとは何か：** 国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪(集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪)を犯した個人を、国際法に基づいて訴追・処罰するための、歴史上初の常設の国際刑事裁判機関。国際社会が協力して、こうした犯罪の不処罰を許さないことで、犯罪の発生を防止し、国際の平和と安全の維持に貢献する。
- **ICCの仕組みと機能：** ICCは、各国の国内刑事司法制度を**補完するもの**であり、関係国に被疑者の捜査・訴追を真に行う能力や意思がない場合等にのみ、ICCの管轄権が認められる(補完性の原則)。



# 国際刑事裁判所 (ICC) の構成

## ➤ 裁判所長会議

所長: ソン(韓国)、第一副所長: モナゲング(ボツワナ)、第二副所長: タルフセール(伊)

## ➤ 裁判部門

上訴裁判部門: ウシャスカ(部門長、ラトビア)、ソン(韓国)、クエンイヒア(ガーナ)、コールラ(フィンランド)、モナゲング(ボツワナ)

第一審裁判部門: アルーチ(部門長、ケニア)、尾崎(日本)、モリソン(英)、カルモナ(トニダード・トバゴ)、フレマー(チェコ)、エボ・オスジ(ナイジェリア)、オディオ・ベニート(コスタリカ)、ブラットマン(ボリビア)、ディアラ(マリ)、フルフォード(英)、スタイナー(ブラジル)、コット(仏)

予審裁判部門: フェルナンデス・デ・グルメンディ(部門長、アルゼンチン)、カウル(独)、トレンダフィロヴァ(ブルガリア)、ヴァン・デン・ヴィンゲルト(ベルギー)、タルフセール(伊)、ヘレーラ・カルブシア(ドミニカ共和国)

## ➤ 検察局

検察官: モレノ・オカンポ(アルゼンチン)、次席検察官: ベンソーダ(ガンビア)

※2012年6月にベンソーダ次席検察官がモレノ・オカンポ検察官の任期終了に伴い検察官に就任予定

## ➤ 書記局

裁判所書記: アルビア(伊)

# ICCが管轄権を有する犯罪

## ● 集団殺害犯罪

- ・国民的、民族的、人種的、宗教的な集団の構成員の殺害、等

## ● 人道に対する犯罪

- ・アパルトヘイト犯罪
- ・奴隷化すること、
- ・人の強制失踪、等

## ● 戦争犯罪

- ・軍事目標以外の物を攻撃すること
- ・毒ガスの使用、等

## ● 侵略犯罪

- ・侵略行為の計画、準備、開始又は実行

### 時間

○ 規程発効(2002年7月1日)後に行われた犯罪に限られる。

### 年齢

○ 犯罪実行時に18歳以上であった被疑者に限られる。

### 実行地、国籍

○ 管轄権の行使は次の場合に限られる。

- ・ 犯罪の実行地国が締約国である場合
- ・ 犯罪の被疑者が締約国の国籍を有する場合
- ・ 犯罪の実行地国または被疑者の国籍国が非締約国であって、当該非締約国が裁判所の管轄権を受諾した場合
- ・ 国連の安保理が国連憲章第7章に基づいて行動し、付託した場合

等

※侵略犯罪については別途の規定あり。

### 補完性の原則

○ 次の場合にはICCは事件を受理しない。

- ・ 管轄権を有する国が捜査又は訴追している場合
- ・ ICCによる新たな措置を正当化する十分な重大性を有しない場合

等

## 実行地及び被疑者の国籍によるICCの管轄権の有無:例示

### 1. 締約国(A国)において犯罪が実行された場合

→被疑者の国籍国が締約国か否かにかかわらず、ICCは管轄権を有する。

### 2. 非締約国(B国)において犯罪が実行された場合

(イ)被疑者の国籍国が締約国(A国)である場合

→ICCは管轄権を有する。

(ロ)被疑者の国籍国が非締約国(C国)である場合

(a) B国(実行地国)又はC国(被疑者の国籍国)がICCの管轄権を認めた場合

→ICCは管轄権を有する。

(b) B国(実行地国)及びC国(被疑者の国籍国)がともにICCの管轄権を認めない場合

→ICCは管轄権を有しない。

ただし、B国及びC国が国連加盟国である場合、BC両国の意思に関わらず、国連安保理が憲章第7章下の決議で付託した場合はICCは管轄権を有する。

(例:スーダン・ダルフルの事態及びリビアの事態(実行地国及び被疑者の国籍国がともに非締約国という事例)は安保理によって付託され、ICCが捜査を行っている。)

# ICCの管轄犯罪

ICCは、次の4つの犯罪に関して管轄権を有している。

## 1. 集団殺害犯罪(ジェノサイド罪)(6条)

集団殺害犯罪とは、**国民的、民族的、人種的又は宗教的な集団を破壊する意図をもって**行われる、当該集団の構成員の殺害、身体又は精神に重大な害を与えることなどの行為。

## 2. 人道に対する犯罪(7条)

人道に対する犯罪とは、**文民たる住民に対する広範又は組織的な攻撃の一部として、そのような攻撃であると認識しつつ**行われる、殺人、奴隷化、住民の追放、拘禁、拷問、強姦、迫害などの行為。

## 3. 戦争犯罪(8条)

ICCの管轄犯罪としての戦争犯罪とは、**国際武力紛争に適用される国際人道法の違反行為(例、1949年ジュネーヴ諸条約の重大な違反行為)**又は、**非国際武力紛争に適用される国際人道法の違反行為(例、1949年ジュネーヴ諸条約共通3条の著しい違反)**であって、特に、計画若しくは政策の一部として、又は大規模に行われた犯罪の一部として、行われるもの。

## 4. 侵略犯罪(8条の2)

ICCの管轄犯罪としての侵略犯罪とは、**国家の政治的又は軍事的活動を実質的に管理し又は指示する地位にある者による侵略行為の計画、準備、開始又は実行**であって、その性格、重大性及び規模により**国際連合憲章の明白な違反を構成するもの**。なお、侵略犯罪についての管轄権は、当分の間行使されない。

# ICCの管轄権行使条件(1)

次の5つの条件すべてが満たされた場合にのみ、ICCは管轄権を行使する。

## 1. 管轄権の時間的範囲

・ICC規程発効(2002年7月1日)後に行われた犯罪に限定(11条、24条)

## 2. 管轄権行使の前提条件

- (a) 犯罪の実行地国が締約国である場合(12条2項(a))
- (b) 犯罪の被疑者が締約国の国籍を有する場合(12条2項(b))、又は、
- (c) 犯罪の実行地国又は被疑者の国籍国が非締約国であって、当該非締約国が裁判所の管轄権を受諾した場合(12条3項)

⇒「3. 管轄権行使メカニズム」の(b)の場合のみ、上記の条件は適用されない。

## 3. 管轄権行使メカニズム(トリガー・メカニズム) ※侵略犯罪については次頁参照。

- (a) 締約国が事態をICC検察官に付託した場合(13条(a)、14条)
- (b) 国連安保理が国連憲章第7章に基づいて事態をICC検察官に付託した場合(13条(b))、又は、
- (c) ICC検察官が予審裁判部の許可を得て捜査を開始する場合(13条(c)、15条)

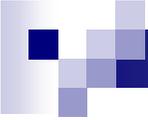
## 4. 補完性の原則

・犯罪に対して管轄権を有する国が捜査又は訴追を真に行う意思又は能力がない場合(17条)

## 5. 捜査開始に関する検察官の裁量

・犯罪の重大性及び被害者の利益を考慮して捜査が裁判の利益に資する場合(53条1項)

⇒現在ICCが捜査している7つの事態は上記の条件を満たしていると判断されている。



# ICCの管轄権行使条件(2)

## 1. 侵略犯罪についての管轄権行使メカニズム

2010年5～6月のICC規程検討会議で採択された管轄権行使の条件の規定は極めて複雑なものとなっており、今後条文の解釈を確定していく必要があるが、概ね以下のとおり。

### (1) 締約国付託及び検察官の職権による捜査の開始の場合(第15条の2)

予審裁判部門の許可がある場合には、安全保障理事会がローマ規程第16条に基づき別段の決定を行う場合を除き、管轄権を行使。

### (2) 安全保障理事会による付託の場合(第15条の3)

安全保障理事会による付託により管轄権を行使。

## 2. 実際の管轄権行使の開始

ローマ規程の改正条項を30か国が批准又は受諾を行ってから1年が経過した時点(第15条の2第2項及び第15条の3第2項)、又は、2017年1月1日以降に行われる管轄権行使開始についての締約国団による別途の決定の時点(第15条の2第3項及び第15条の3第3項)のいずれか遅い時点。

# ICCが捜査中の事態 (1)

2002年7月のICC規程発効後、ICC検察官は以下の7つの事態に関する15の事件を捜査・訴追中。

## ▶ コンゴ民主共和国

2004年3月4日、コンゴ民主共和国が同国内で生じている犯罪に関する事態を付託

2004年6月23日、検察官が捜査を開始

⇒現在までに、**4事件につき5名の被疑者の手続が進められており、4名の被疑者は既に逮捕・引き渡されている** ⇒詳細は後述

## ▶ ウガンダ

2003年12月16日、ウガンダが、反政府勢力である神の抵抗軍(Lord's Resistance Army: LRA)が行った犯罪に関する事態を付託

2004年7月28日、検察官が捜査を開始

**2005年7月8日、予審裁判部は、コーニー等LRAの幹部ら5名について人道に対する犯罪(殺人、奴隷化等)、戦争犯罪(殺人、文民たる住民に対する攻撃等)の容疑で逮捕状を極秘に発付(同年10月13日に公表)**

2007年7月11日、予審裁判部は、逮捕状を発付した1名の被疑者(Raska Lukwiya)の死亡を確認したため、同被疑者に対する手続を終了

⇒現在までに、**1事件につき4名の被疑者について逮捕状を発付しているが、未だ逮捕者なし**

## ICCが捜査中の事態 (2)

### ➤ スーダン・ダルフル

2002年以降、スーダン政府とダルフル地域の反政府勢力との間で武力紛争が発生

2005年1月25日、国連安保理によって設置された国際審査委員会の報告書

⇒ 文民に対する無差別攻撃、軍事上の必要によって正当化されない村落の恣意的な破壊などの行為を認定。これらの行為は、集団殺害犯罪には該当しないが、人道に対する犯罪及び戦争犯罪に該当するとした

⇒ スーダン政府及び民兵組織ジャンジャウィードに責任があるとし、被疑者51名の極秘リストを提出

⇒ 安保理に対して、ダルフルの事態をICC検察官に付託するよう勧告

2005年3月31日、国連安保理は、**決議1593**により、**2002年7月1日以後に生じたスーダンのダルフルにおける国際人道法・人権法違反行為に関する事態をICC検察官に付託**

2005年6月1日、ICC検察官は、ダルフルの事態について捜査を開始

⇒ 現在までに、**5事件につき7名の被疑者の手続が進められており、2事件3名の被疑者がICCに出頭している**

⇒ 詳細は後述

## ICCが捜査中の事態 (3)

### ➤ 中央アフリカ共和国

2004年12月22日、中央アフリカ共和国が同国内で生じている犯罪に関する事態を付託

2007年5月22日、検察官が捜査を開始

⇒現在までに、**1事件につき1名の被疑者の手続が開始されており、被疑者は既に逮捕・引き渡されている**

⇒詳細は後述

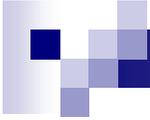
### ➤ ケニア

2009年11月26日、検察官は、ケニアの2007年の総選挙後に発生した殺人、強姦等の犯罪につき、予審裁判部に対して職権に基づく捜査の許可を請求

**2010年3月31日、予審裁判部は、検察官の捜査許可請求を許可**

⇒現在までに、**2事件につき6名の被疑者の手続が開始されており、6名の被疑者は既にICCに出頭している**

⇒詳細は後述



## ICCが捜査中の事態 (4)

### ➤ リビア

2011年2月26日、国連安保理は、決議1970により、2011年2月15日以後のリビアの事態をICC検察官に付託

2011年3月3日、検察官は、リビアの事態に関する捜査の開始を決定

2011年6月27日、予審裁判部は、人道に対する犯罪(殺人、迫害)の容疑でカダフィ指導者他2名の逮捕状を発付

2011年11月22日、予審裁判部は、カダフィ指導者の死亡を確認したため、同被疑者に対する手続を終了

⇒現在までに、1事件につき2名の被疑者の逮捕状が発付されているが、未だ逮捕者なし

## ICCが捜査中の事態 (5)

### ▶ コートジボワール

2003年4月18日、コートジボワール(非締約国)は、ICC規程第12条3に基づき管轄権を受諾

2010年12月14日及び2011年5月3日、コートジボワールの大統領は、ICCの管轄権受諾を再確認

2011年10月3日、予審裁判部は、2010年11月28日以後に生じたコートジボワールの事態に関する検察官の捜査許可請求を許可

2011年11月23日、予審裁判部は、バグボ元コートジボワール大統領について人道に対する犯罪の容疑で逮捕状を極秘に発付(同年11月30日に公表)

2011年11月30日、バグボ元大統領のICCへの引渡し

⇒2012年6月に公判前の犯罪事実の確認手続を実施する予定

⇒現在までに、1事件につき1名の被疑者の手続が開始されており、被疑者は既に逮捕・引き渡されている

# コンゴ民主共和国に関する事件 (1)

## ➤ ルバンガ事件

2006年3月17日、コンゴ愛国同盟(UPC)及びコンゴ解放愛国軍(FPLC)の創設者で元FPLC総司令官であるルバンガ被疑者のICCへの引渡し

2006年11～12月、予審裁判部が公判前の犯罪事実の確認手続を実施

**2007年1月29日、予審裁判部は、戦争犯罪(児童兵の使用等)の犯罪事実を確認**

2007年3月、裁判所長会議は本件を公判のために第一審裁判部へ送致

**2009年1月26日、第一審裁判部は、ICC初の公判手続を開始**

**2009年7月、検察側の立証が終了**

**2010年1月、弁護側の立証開始**

2010年7月、第一審裁判部は、公判手続の停止及び被告人の釈放を命令

2010年10月、上訴裁判部は、公判手続の停止及び被告人の釈放に関する第一審裁判部の決定を破棄

**2011年8月25日・26日、最終弁論を実施**

**2012年3月14日、第一審裁判部は国内武力紛争における戦争犯罪(児童兵の使用等)につきルバンガ被告人に対する有罪の判決を言い渡した**

**⇒今後、刑の言渡し及び被害者に対する賠償に関する決定が行われる予定**

## コンゴ民主共和国に関する事件 (2)

### ▶ カタンガ及びングジョロ事件

2007年10月18日、イツリ愛国抵抗軍(FRPI)の元指揮官カタンガ被疑者のICCへの引渡し

2008年2月7日、民族主義者・統合主義者戦線(FNI)の元指導者ングジョロ・キュイ被疑者のICCへの引渡し

2008年3月10日、予審裁判部は、カタンガ事件とングジョロ事件の併合を決定

2008年6月27日～7月16日、予審裁判部は、公判前の犯罪事実の確認手続を実施

**2008年9月26日、予審裁判部は人道に対する犯罪(殺人、強姦及び性的奴隷)、戦争犯罪(児童兵の使用、文民たる住民に対する攻撃、殺人、財産の破壊、略奪、性的奴隷及び強姦)の犯罪事実を確認、ただし、戦争犯罪(非人道的待遇、個人の尊厳の侵害)の犯罪事実は否認**

2009年6月12日、第一審裁判部は、カタンガ被疑者による事件の受理許容性に関する異議申立てを却下

2009年9月25日、上訴裁判部は、事件の受理許容性に関する第一審裁判部の決定に対するカタンガ被疑者の上訴を却下

**2009年11月24日、第一審裁判部は、ICCで2件目の公判手続を開始**

⇒現在、公判手続が継続中

## コンゴ民主共和国に関する事件 (3)

### ▶ インバルシマナ事件

2010年9月28日、予審裁判部は、インバルシマナ被疑者につき逮捕状を極秘に発付(同年10月11日に公表)

2010年10月11日、フランス当局によるインバルシマナ被疑者の逮捕

2011年1月25日、フランス当局によるインバルシマナ被疑者のICCへの引渡し

2011年9月16日～21日、予審裁判部は、公判前の犯罪事実の確認手続を実施

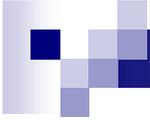
2011年12月16日、予審裁判部は、人道に対する犯罪(殺人、拷問、強姦等)及び戦争犯罪(文民たる住民に対する攻撃、殺人、拷問等)の容疑に関し、公判前の犯罪事実の確認を拒否し、必要な取極が締結された後、被疑者を釈放することを決定

2011年12月23日、インバルシマナ被疑者の釈放

### ▶ インタガンダ事件

2006年8月22日、予審裁判部は、コンゴ解放愛国軍(FPLC)の副参謀長インタガンダにつき逮捕状を極秘に発付(2008年4月28日に公表)

⇒被疑者はまだ逮捕されていない



# 中央アフリカ共和国に関する事件

## ➤ ベンバ・ゴンボ事件

2008年5月23日、予審裁判部はコンゴ解放運動(MLC)議長兼総司令官ベンバ・ゴンボ被疑者につき逮捕状を極秘に発付(同年5月24日に公表)

2008年5月24日、ベンバ被疑者のベルギー当局による逮捕

2008年7月3日、ベンバ被疑者のICCへの引渡し

2009年1月12日～15日、予審裁判部は、公判前の犯罪事実の確認手続を実施

2009年6月15日、予審裁判部は、人道に対する犯罪(殺人、強姦)及び戦争犯罪(殺人、強姦、略奪)の犯罪事実を確認、ただし、人道に対する犯罪(拷問)、戦争犯罪(拷問、個人の尊厳の侵害)の犯罪事実は否認

2009年8月14日、予審裁判部は、ベンバ被疑者の釈放申請を許可

2009年12月3日、上訴裁判部は、予審裁判部の釈放許可の決定を破棄

2010年11月22日、第一審裁判部は、ICCで3件目の公判手続を開始

⇒現在、公判手続が継続中

# スーダン・ダルフルに関する事件 (1)

## ➤ アフメド・ハルン事件及びアリ・クシャイブ事件

2007年2月27日、ICC検察官は、スーダンの人道問題国務大臣(元内務大臣)アフメド・ハルン及び民兵組織ジャンジャウィードの指揮官アリ・クシャイブの2名の被疑者につき、人道に対する犯罪(殺人、住民の強制移送、迫害、拷問等)及び戦争犯罪(文民たる住民に対する攻撃、強姦、略奪等)の容疑で、召喚状(又は逮捕状)の発付を予審裁判部に請求

2007年4月27日、予審裁判部は、上記2名の被疑者の逮捕状を発付

2010年5月25日、予審裁判部は、上記2名の被疑者の逮捕・引渡しにつき、スーダンの非協力を国連安保理に通報することを決定

⇒被疑者はまだ逮捕されていない

## ➤ バンダ及びジェルボ事件

2009年8月27日、予審裁判部はバンダ・アバカエル・ヌラン及びジェルボ・ジャミュの2名の被疑者につき戦争犯罪の容疑で召喚状を極秘に発付(2010年6月15日に公表)

2010年6月17日、上記2名の被疑者がICCに出頭

2010年12月8日、予審裁判部は、公判前の犯罪事実の確認手続を実施

2011年3月7日、予審裁判部は戦争犯罪(敵対行為に直接参加しない者の生命に対し害を加えること、PKO要員等に対する攻撃、略奪)の犯罪事実を確認

⇒現在、公判開始に向けて準備中

## スーダン・ダルフルに関する事件 (2)

### ▶ バシール事件

2008年7月、ICC検察官は、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪の容疑で、スーダンのバシール大統領の逮捕状の発付を予審裁判部に対して請求

**2009年3月4日、予審裁判部は、人道に対する犯罪(殺人、殲滅、強制移送、拷問、強姦)及び戦争犯罪(文民たる住民に対する攻撃、略奪)の容疑で、スーダンのバシール大統領の逮捕状を発付(集団殺害犯罪は含まず) = ICC初の現職国家元首に対する逮捕状の発付**

→逮捕・引渡請求をスーダン、ICC規程締約国及び安保理理事国に送付

2010年2月、上訴裁判部は、集団殺害犯罪の容疑につき逮捕状を発付しないとする予審裁判部の決定を破棄し、予審裁判部に差し戻すことを決定

**2010年7月12日、予審裁判部は、集団殺害犯罪の容疑に関する逮捕状を発付**

**2010年8月27日、予審裁判部は、バシール大統領の逮捕・引渡しに関するケニア及びチャドの非協力を国連安保理及び締約国会議に通報することを決定**

**2011年5月12日、予審裁判部は、バシール大統領の逮捕・引渡しに関するジブチの非協力を国連安保理及び締約国会議に通報することを決定**

**2011年12月12日、予審裁判部は、バシール・スーダン大統領の逮捕・引渡しに関するマラウイの非協力を国連安保理及び締約国会議に付託することを決定**

**2011年12月13日、予審裁判部は、バシール・スーダン大統領の逮捕・引渡しに関するチャドの非協力を国連安保理及び締約国会議に付託することを決定**

⇒被疑者はまだ逮捕されていない

# スーダン・ダルフルに関する事件 (3)

## ➤ アブ・ガルダ事件

2008年11月20日、検察官は、2007年9月29日のアフリカ連合(AU)の平和維持部隊に対する攻撃に関する容疑(戦争犯罪)で、反政府軍の構成員3名の逮捕状の発付を予審裁判部に請求

2009年5月7日、予審裁判部は、AUの平和維持部隊に対する攻撃に関する容疑(戦争犯罪)で、反政府軍指導者のアブ・ガルダ被疑者の召喚状を極秘に発付(同年5月17日に公表)

**2009年5月18日、アブ・ガルダ被疑者がICCに出頭**

2009年10月、予審裁判部は、公判前の犯罪事実の確認手続を実施

**2010年2月8日、予審裁判部は、すべての犯罪事実の確認を拒否**

2010年4月23日、予審裁判部は、同年2月の上記決定に対する検察官の上訴申請を却下

## ➤ フセイン事件

2011年12月2日、検察官は、人道に対する犯罪(迫害、殺人、強姦等)及び戦争犯罪(殺人、文民たる住民に対する攻撃等)の容疑でフセイン国防大臣(元内務大臣・元ダルフル問題大統領特別代表)の逮捕状の発付を予審裁判部に極秘に請求

**2012年3月1日、予審裁判部はフセイン国防大臣に対する逮捕状を発付**

⇒被疑者はまだ逮捕されていない

# ケニアに関する事件

## ➤ ルト、コスゲイ及びサング事件並びにムタウラ、ケニヤッタ及びアリ事件

2010年12月、検察官は、予審裁判部に対し人道に対する犯罪(殺人、迫害等)の容疑でルト(高等教育大臣(停職中))、コスゲイ(前産業化大臣・オレンジ民主運動議長)、サング(ラジオ局幹部)、ムタウラ(大統領府次官)、ケニヤッタ(副首相兼財務大臣)及びアリ(元警察長官)の6名の被疑者の召喚状の発付を申請

**2011年3月8日、予審裁判部は、上記6名の被疑者の召喚状を発付**

2011年3月、ケニア政府は、事件の受理許容性についての異議の申立てを行った

**2011年4月7日、ルト、コスゲイ及びサングの3名の被疑者がICCに出頭**

**2011年4月8日、ムタウラ、ケニヤッタ及びアリの3名の被疑者がICCに出頭**

2011年5月、予審裁判部はケニア政府の事件の受理許容性についての異議の申立てを却下(2011年8月、上訴裁判部は予審裁判部の決定を確認)

**2011年9月、予審裁判部は、ルト、コスゲイ及びサング事件に関する公判前の犯罪事実の確認手続を実施**

**2011年9月～10月、予審裁判部は、ムタウラ、ケニヤッタ及びアリ事件に関する公判前の犯罪事実の確認手続を実施**

**2012年1月23日、予審裁判部は、ルト及びサング、ムタウラ及びケニヤッタの計4名の被疑者につき人道に対する犯罪に関する犯罪事実を確認**

⇒現在、公判開始に向けて準備中

# 我が国のICC加盟の意義

- **2007年7月17日、ICC規程加入書寄託、同年10月1日、日本についてICC規程発効**
- 国際社会の関心事である最も重大な犯罪(集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪等)を犯した個人の不処罰を許さないとの我が国の決意を明確に表明
- 上記の犯罪を犯した個人を処罰する包囲網の一翼を担う  
⇒ アフリカ等で多発する虐殺等の世界的悲劇に日本としても主体的に対応
- ICCをより普遍的なものとする。他のアジア諸国等の加盟を促進  
⇒ **2009年3月、ニューデリーでICC加盟促進セミナーを開催(アジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO)と共催)**  
⇒ **2010年3月、マレーシアでICC規程検討会議に関する法律専門家ラウンドテーブル会議を開催(マレーシア政府及びAALCOと共催)**  
⇒ **2011年7月、マレーシアで開催されたAALCO主催のICC規程に関する法律専門家会議に専門家を派遣**  
⇒ 他にも、次官レベル等での働きかけ(インドネシア、シンガポール)、各種セミナーへのパネリスト派遣(ベトナム、フィリピン)等、積極的なアウトリーチ活動を展開

# 我が国が重視している貢献分野

- 国際人道法・国際刑事法に関する規範作り(「侵略犯罪」の定義をめぐる議論等)
  - ⇒国際法の形成・発展に創造的参画、**2010年ICC規程検討会議において積極的に議論に参加**
- 日本人裁判官をはじめとする日本人職員の輩出、人材発掘・育成の取組み
  - ⇒**2007年11月、齋賀富美子大使がICC裁判官に選出された。2009年11月からは尾崎久仁子大使がICC裁判官を務めている(任期は2018年3月まで)。**
  - ⇒2010年8月及び2011年8月、日本弁護士連合会主催、外務省及び法務省共催で、若手法律家、法科大学院生等を対象とした「**国際分野のスペシャリストを目指す法律家のためのセミナー**」を開催。
- 裁判を含む機関の運営等に積極的に関与
  - ⇒最大の分担金拠出国として効率的・効果的運営を推進
  - ⇒2010年の第9回締約国会議の決議で設置された**ガバナンス問題スタディ・グループ(SGG)**におけるフォーカル・ポイントを務め、①裁判所と締約国会議との関係、②裁判所内の制度的枠組みの強化、③刑事手続の効率化の増進の議題で、議論をリード。